第四十六条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第四十七条　照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第四十八条　衛生植物検疫措置に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(b)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(c)　衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(d)　両締約国間の衛生植物検疫措置に関する技術協力を強化するため、これについて討議すること。

(e)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(f)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

5　小委員会は、必要な場合には、衛生植物検疫措置に係る特定の分野に関する特別技術作業部会をその補助機関として設置することができる。

第四十九条　第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第五十条　目的

この章の規定は、次の事項によって両締約国間の貿易を促進することを目的とする。

(a)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(b)　各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を促進すること。

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用について両締約国間の情報の交換及び協力を強化すること。

(d)　標準化及び適合性評価に関する作業について、国際的及び地域的な場における両締約国間の協力を強化すること。

(e)　この条に規定する目的を実現するための枠組みを提供すること。

第五十一条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（以下この章において「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2　この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

3　この章のいかなる規定も、正当な目的の達成のために必要な限度において、強制規格及び任意規格を立案し、制定し、及び適用する締約国の権利を制限するものではない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。

第五十二条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第五十三条　協力

1　両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらすことのないことを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する。

2　1の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(a)　各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を増進させるため、共同研究を行い、及びセミナーを開催すること。

(b)　研修を目的とした両締約国の政府職員の交流を行うこと。

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。

(d)　適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に共同で貢献すること。

(e)　各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続について責任を負う団体が相互に関心を有する事項について協力することを奨励すること。

(f)　相互承認のための既存の枠組みであって、国際協定に基づき設立され、又は関連する国際的及び地域的な機関によって形成されたものへの参加を拡大すること。

3　この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第五十四条　照会所

1　各締約国は、この章の規定の実施の調整について責任を負う照会所を指定する。

2　一方の締約国は、他方の締約国に対し自国の指定された照会所の名称及び当該照会所の関係職員の連絡先についての詳細（電話、ファクシミリ、電子メールその他の関連する詳細についての情報を含む。）を通報する。

3　一方の締約国は、他方の締約国に対し自国の照会所の変更及び関係職員の情報の修正を速やかに通報する。

第五十五条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　第五十三条の規定に基づく協力を調整すること。

(b)　協力の強化のために相互に合意する優先分野を明らかにすること（いずれかの締約国から提起されるいかなる提案に対しても好意的な考慮を払うことを含む。）。

(c)　他方の締約国の適合性評価の結果及び強制規格の同等性の受入れを円滑にするため、相互に合意する優先分野における事業計画を作成すること。

(d)　事業計画の進捗状況を監視すること。